

すべての市民の人権が 真に尊重されるまち、西条市

人権問題に関する市民意識調査から分かる西条市の現状

当市では、平成16年11月1日に「西条市人権文化のまちづくり条例」を制定しました。平成21年3月から西条市人権まちづくりを推進するにあたり、5年ごとに市民意識調査（以下、調査）を実施しています。

令和元年度 人権問題に関する市民意識調査

対象 令和元年12月1日現在、20歳以上の市民
2,000人（無作為抽出）
期間 令和元年12月10日～27日
方法 郵送により発送、回収
回答数 763件（38.2%）

問合せ 市庁舎新館4階
人権擁護課 Tel.0897-52-1360
※全調査結果は、市ホームページに
掲載しています。



関心がある人権問題とは？

私たちの回りには人権に関わるあらゆる問題があり、調査から「いじめ・障がい者に関する人権問題」への関心が最も高いことが分かります。これらは、テレビ、新聞などでも多く取り上げられています。

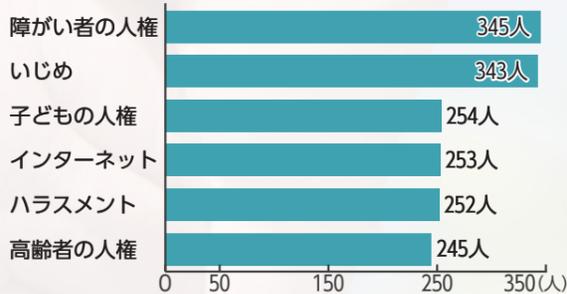
学校でのいじめ問題は、令和元年度に全国の小・中学校、高校でいじめを認知した学校は全体の82%と、過去最高となりました（文部科学省発表）。「いじめ防止対策法」が施行された平成13年度に比べて30ポイン

トも増加しており、自殺で317人もの尊い命が奪われました。学校教育の中で、児童生徒の人権意識を高める人権教育がより望まれます。次に関心が高い「子ども」「インターネット」「ハラスメント」「高齢者」は、現代社会の問題です。当市でも、これらの事例を見聞きしたことがある人がいることが、調査からも分かります。

虐待と人権問題

国の統計では、高齢者や児童（※）への虐待が増加しています。虐待は

関心のある人権問題（上位六つ） （選択肢の中から四つまで選択）



身近で見聞きしたことのある人権問題 （複数回答）



※以降の「児童」は18歳未満の者

「身体的虐待」だけでなく「ネグレクト（世話の放棄）」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」なども含まれます。心身にダメージを与え、「人としての尊厳を傷つける行為」は、全て虐待といえます。高齢者虐待も児童虐待も、家庭や施設で行われます。本人が訴えることができないので、大きな問題となるのです。

「弱い立場」にある障がい者や高齢者、児童を守るため、「障害者虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「児童虐待防止法」には、いずれも「通告義務」が付与されています。これらの人々が安心して暮らせるまちは、「誰も」が安心して幸せに暮らせます。

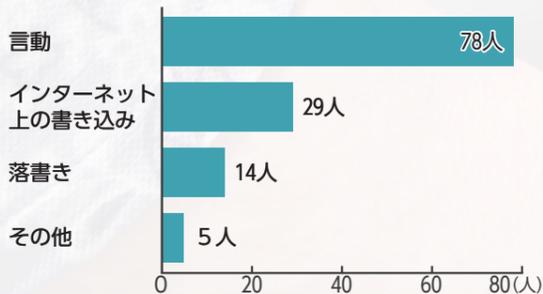
インターネットと人権問題

インターネットにより、コミュニケーションの輪が広がり便利になる一方、悪用した行為が増加していることも事実です。インターネットに書き込みをすると、本人の意志に関係なく、拡散されてしまうことが大きな問題です。

特にSNSなどで、匿名のまま不特定多数に向けて特定個人の誹謗中傷を書き込むようなことが、深刻な社会問題になっています。SNSで

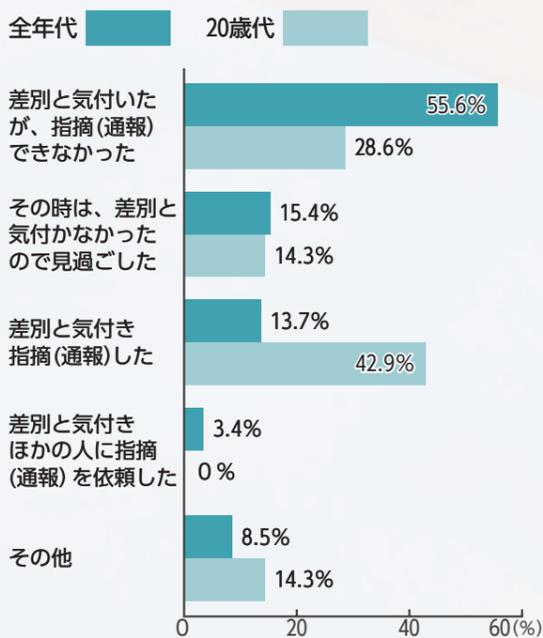
被差別部落出身者に対する差別で見聞きした内容（複数回答）

「被差別部落出身者に対する差別を見聞きしたことがある」と回答した117人が対象



被差別部落出身者に対する差別を見聞きした際の対応（複数回答）

「被差別部落出身者に対する差別を見聞きしたことがある」と回答した117人が対象（うち20歳代は7人）



のやりとりが、学校での「いじめ」の温床になっている場合もあります。また、特定の民族、国籍の人々や部落差別などに関して、差別を助長するような書き込みがされることも起っています。こういった書き込みで最も問題なのは、ほとんどが「差別的な内容」であること。偏見なことが見られることになりがちです。

こうした差別的な言動や書き込みを見聞きした際の対応として、傍観者ではなく「指摘（通報）できる人」を増やしていくことが課題です。全年代では半数以上が「指摘（通報）できなかった」という回答でし

「人権」を学び、「人権意識」を高める場

ハンセン病は、日常生活における接触で感染することはほとんどありません。また、感染しても発病することはありません。適切な治療で確実に治療できます。平成8年、「癩予防二関スル件」（明治40年公布）から90年近く続いた国の隔離政策が正式に廃止されま

たが、20歳代だけで見ると約4割が「差別と気付き指摘（通報）した」と回答。今後、傍観者でない市民の方々が増えていくのではないかと、期待できる結果となりました。

した。この政策の中で人権を否定された患者や回復者の方々の「人間回復」への道のりは、筆舌に尽くしがたいものがあります。この90年間は、高い「人権意識」の価値観のない社会だったのではないのでしょうか。

ハンセン病問題など、「学ぶ機会がなかった」という人が全世代では約7割を占めています。年代別だと20歳代では約4割が「学ぶ機会があった」と回答しています。これは、学校教育の人権教育の中で教材として取り上げるようになった成果だと考えられます。

また、「LGBT」（性的少数者の総称）という言葉を知った人もい

差別を解消するための三つの法律

障害者差別解消法 (平成28年4月1日施行)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律。

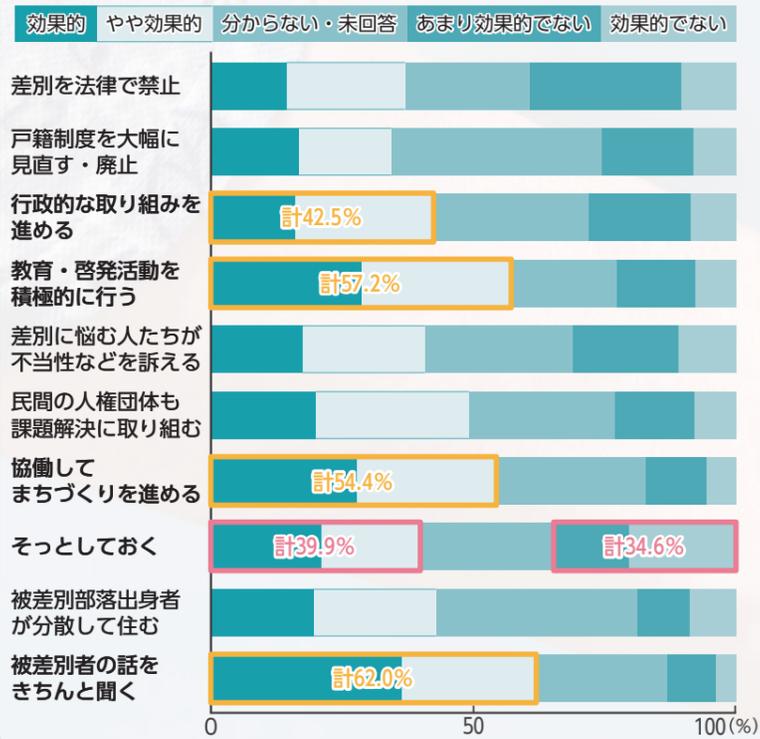
ヘイトスピーチ解消法 (平成28年6月3日施行)

日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会などから排斥することを扇動するような言動の解消を目指す法律。

部落差別解消推進法 (平成28年12月16日施行)

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴い状況に変化が生じていることを踏まえた上で、部落差別のない社会の実現を目指す法律。

部落差別を解決するために 次の政策や対応は効果的だと思うか (複数回答)



「人権意識と科学的認識」が、人権

なる」という対応に対し、「効果的・やや効果的」という回答がやや多くなりました。ただし20歳代は約5割が「非効果的(そっとしておかないほうがよい)」という考えでした。

さて、そっとしておいて、部落問題やその他の人権問題に出会ったとき、正しい判断ができるのでしょうか。例えば、抵抗力や体力がない人は風邪をひきやすいかもしれません。

問題に対する抵抗力や体力として必要なのです。

自分自身の人権意識を高めるために

部落問題の研修や学習は、6割以上の人が肯定的でした。60歳代以上が約3割、30～50歳代が約7割、20歳代が約8割以上の肯定的な回答で、「部落問題学習」の必要性が認知されつつあります。

西条市では、誰もが住みよいまちを目指して活動を行っています

人権ホットメール

毎月10日は人権を考える日。さまざまな人権問題について、歴史や考え方など、「人権ホットメール」でお知らせしています。

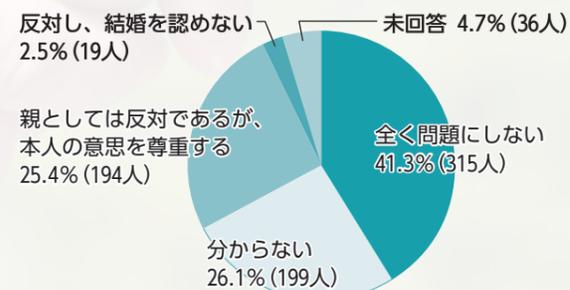


各種講座開催など

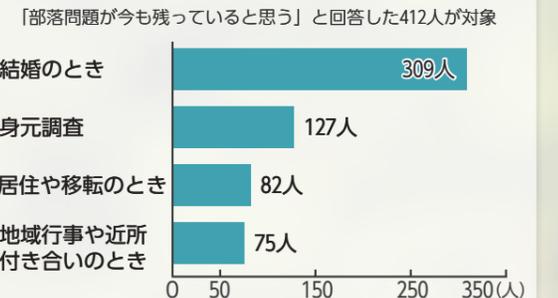
人権問題に対する理解と認識を深め、行動できる人づくりのため、毎年さまざまな教育講座や養成講座を開催しています。



子どもの結婚相手が被差別部落出身と分かった場合 どのような態度をとると思うか (単数回答)



部落差別はどんなところに残っていると思うか (上位四つ) (複数回答)



平成28年、差別を解消するための三つの法律が施行されました。最も多かったのは、これらの法律を「知らない」という回答。「内容まで知っている」という人は約1割でした。

誰もが「幸せ」を感じ、住みやすいまちとは「高い人権意識」を持つ人たちが住むまちではないでしょうか。そのための「学ぶ場と機会」を保障する必要があります。

部落差別解消推進法と部落問題

現在もなお部落差別は存在する

その三つの法のうちのひとつ、部落差別解消推進法の中で、「現在もなお部落差別は存在する」とあります。調査でも「部落問題が今も残っている」と回答した人は約5割。結婚のときや、身元調査、居住・移転、地域行事や近所付き合いなどの際に残っているという回答でした。「利害関係」が対立する際に、差別の行為が現れる傾向があるようです。このことから、差別が「完全に解消した」と言い難いと思われれます。

しかし、「子どもの結婚相手が被差別部落出身と分かった場合どのような態度をとると思うか」という設問に対し、「結婚を認めない」は約

3%。人権意識の高まりを期待できる結果でした。また、年代別では、30歳代が約6割、20歳代では7割に近い人が「全く問題にしない」と回答しています。さらなる人権意識を高める学習の推進が必要です。

差別を解消するための施策、教育と啓発を行う

調査では、施策や教育・啓発の方法は、行政的な取り組み、学校教育・社会教育を通しての教育・啓発を積極的に行う、協働してのまちづくり、などが「効果的・やや効果的」との回答が多数でした。また「差別されている人の話をきちんと聞く」に対して「効果がある」との回答が多かったことが注目されます。学習、研修や啓発の中に、こういった「差別の現実」に触れる・学ぶ内容を取り入れていくことが必要です。

そっとしておけば差別はなくなる？

部落問題の解決に向けて、「差別があることを口に出さないでそっとしておけばよい(自然に差別はなくなる)

啓発講座や授業で学ぶ機会があったか (単数回答)

